

令和7年度第2回 徳島県最低賃金専門部会議事録

1 開催日時、場所

日時 令和7年8月28日（木） 午後1時00分～午後2時42分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室（徳島労働局）

（徳島市徳島町城内6-6）

2 出席者

（公益委員） 稲倉委員 段野委員 米澤委員

（労側委員） 川口委員 三木委員 南委員

（使側委員） 五島委員 中村委員 脇田委員

3 主要議題

（1）徳島県最低賃金改正審議について

（2）その他

4 議事

○段野部会長

では、ただいまより令和7年度第2回徳島県最低賃金専門部会を開催いたします。

事務局は委員の出席状況等を報告してください。

○事務局（賃金室長）

本専門部会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、委員6名以上または各側委員1名以上の出席により成立することとなっています。本日は9名全員のご出席をいただいておりますので、本専門部会が成立していることを報告させていただきます。

また、本専門部会は公開しており、本日は12名の傍聴者が傍聴しております。

傍聴される方につきましては、傍聴の注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

○段野部会長

では、皆様、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、徳島県最低賃金改正の審議をさらに進めてまいりたいと思います。

審議に入ります前に、事務局より連絡事項等はございますか。

○事務局（賃金室長）

本日の午前中に、徳島地方最低賃金審議会会長及び徳島労働局長宛てに、徳島県後藤田知事からの要請書が届けられておりますので、皆様方にお配りの資料をご確認いただけたらと思いますが、資料1及び2、徳島労働局長宛てと徳島地方最低賃金審議会会長宛ての要請書となっております。つきましては、要請書を読み上げさせていただきます。

○事務局（賃金室長補佐）

要請書を読み上げさせていただきます。

最低賃金改定に関する要請書

最低賃金の引上げは、未来を担う高校生、大学生などの若者をはじめ、障がい者、シルバー人材としての高齢者、外国人など全ての方々の賃金上昇をもたらし、「安心して暮らせる社会」の実現につながるものであります。

昨年度、本県の最低賃金については、全国最大の引上げが実現しました。これは、審議会において、法定3要素を考慮した本県の全国的な立ち位置が「中位より上に位置している」との見解を示していただいた結果であり、英断に感謝いたします。

一方、本県の賃金水準は、隣接する兵庫県や大阪府など賃金の高い関西圏と比較し、依然として大きく劣後するため、更なる引上げがなされなければ、人口流出抑制、人材確保、地域経済の持続可能性の確保は困難であります。

また、最低賃金の水準は、本県産業の発展にとって重要な要素であり、物価上昇が続く中、これを上回る賃金の継続的な上昇は、消費拡大による賃金と物価の好循環、経済成長につながるものであります。

さらに、国の「経済財政運営と改革の基本方針2025」では、「賃上げこそ成長戦略の要」との考え方に立って、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現し、最低賃金を「2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向かって、たゆまぬ努力を続ける」とされています。

加えて、本県内のハローワークにおける募集賃金の下限平均が時給で1,100円程度であることも、審議の参考としていただきたいと考えております。

これらを考慮し、引き続き、昨年度に整理された、本県の全国的な立ち位置として、「中位より上」が維持されるよう、積極的な引上げをお願いいたします。

令和7年8月28日 徳島県知事 後藤田正純

以上となります。

○段野部会長

ありがとうございます。

今の事務局からの説明について、質問などがありましたらよろしく願いいたします。

○脇田委員

1点申し上げたいのですが。

○段野部会長

脇田委員お願いします。

○脇田委員

使側委員の脇田でございます。

後藤田知事のほうから、審議会会長それから労働局長宛ての要請書を受け取っておりますけれども、この下のほうの、本文の下から4行目から下から3行目にかけて募集賃金の下限平均が1,100円程度という記載がございます。県でありますとか、中賃、それから地賃におきましても、資料が出されておりました、意見が交わされたというような状況の中で、いずれも全ての平均値であったと理解をしておるところでございます。

最低賃金というのは、皆様方もご承知のとおり、募集賃金を含みません民間企業の賃金とは大きく異なりまして、いわゆる法令に基づく極めて強い法規の根拠として、労働者を1名でも雇用する全ての事業所に適用されるもので、違反した場合は50万円以下の罰金という、法律で定められた極めて強い強行法規であるということは、やはり理解しておくべきだと思っております。

こうした性格を持つ最低賃金でございますので、政府におかれましては、事業者の方々の状況等について真摯に耳を傾けていただいて、経営実態というものを把握していただく必要があると、これまでも申し上げているとおりでございます。

こうした中、今の下限平均の時給が1,100円という数字について、平均値でなく、もう少し実態に近いデータというものが、いただければありがたいと思っております。

以上です。

○段野部会長

ありがとうございます。

どうでしょうか。事務局から何かお願いします。

○事務局（労働基準部長）

ご意見を頂戴いたしましたので、こちらのほうで可能な資料を検討して、また提出させていただきたいと思っております。

○段野部会長

ほかによろしいでしょうか、ご意見ご質問。

〔委員から「なし」の声〕

○段野部会長

ないようでしたら、審議を始めさせていただきます。

それでは、金額審議に入りたいと思います。

本日も、前回同様、個別の協議を繰り返しまして審議を進めてまいりたいと思います。

前回までの議論について、ここで確認させていただきます。

まず、労側は、現在の最賃額980円から92円引き上げて1,072円というご意見、使側は、現在の最賃額980円から35円引上げで1,015円というご意見をいただきました。第1回専門部会からの変更等ございませんでしょうか。まず、川口委員いかがでしょうか。

○川口委員

この後、様々な方法だとか、最終の答申になるかも分かりませんが、そこで話し合う中で金額については決めていきたいと思います。

○段野部会長

ありがとうございます。

では、脇田委員いかがでしょうか。

○脇田委員

私も川口委員と同じ意見で、労使間の協議の中で議論させていただきつつ、できるだけ早く妥結できたらいいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○段野部会長

ありがとうございます。

そのほか、ほかにご意見はございますか。よろしいでしょうか。

〔委員から「なし」の声〕

○段野部会長

それでは、個別協議に入りたいと思いますが、前回と同様、まず公労、そして公使で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔委員から「異議なし」の声〕

○段野部会長

ありがとうございます。

では、公労の委員は5階会議室へ移動をお願いします。

また、使側の委員は4階の委員会室へ移動をお願いいたします。

[公労・公使の順で二者協議]

○段野部会長

それでは、審議を再開させていただきます。

ただいま労使双方からお話をお伺いいたしました。金額調整をさせていただきました結果、現在の時点で、労側は、現在の最賃額980円から84円引き上げて1,064円というご意見をいただきました。使側は、現在の最賃額980円から62円引き上げて1,042円というご意見をいただきました。当初より、労使双方ともに歩み寄りがありましたけれども、いまだ隔たりがあります。

この後、労使間で協議いただくというところもできますけれども、いかがでしょうか。川口委員、脇田委員。

○脇田委員

労使で一回、話をしたいと思います。

○段野部会長

分かりました。

それでは、労使の委員の方は、5階の会議室へ移動をお願いします。

また、公益委員は4階の会議室の委員控室をお願いいたします。

[労使の二者協議]

○段野部会長

それでは、審議を再開いたします。

労使の皆様、協議の結果はいかがでしょうか。

まず、労側、川口委員よろしくをお願いします。

○川口委員

初め、公労で話したときは、連合徳島の地場の春闘の妥結賃上げ率に消費者物価の頻繁に購入する基礎的支出の5%を足して、それに980円を掛けて84円というお話をさせていただきました。

今、労使で話したときには、また別の計算なんですけれども、連合のよく使うリビングウェイジの、車を持っている場合、徳島は時間額1,440円必要とされ、車を持っていない場合1,130円必要とされており、車を持っている場合は持っていない場合の1.27倍の賃金が必要ということになるので、目安の63円に1.27を掛けて80円という額を提示させていただきました。

○段野部会長

では、80円の引上げということですね。ありがとうございます。

では、使側、脇田委員お願いします。

○脇田委員

我々のほうは、先ほど62円ということでした。消費者物価指数、C P Iのこれまでの実績、それから来年の見込みから算出すると62円というところなんですけれども、労使のほうで話し合いをさせていただいた中で、我々、徳島のBランクの目安である63円というところを提示させていただいております。

○段野部会長

ありがとうございます。

では、63円ということですね。

では、私のほうで取りまとめさせていただきます。

前回の専門部会におきまして、労側は92円の引上げのご意見に対しまして、使側は35円の引上げというご意見でいただいております。今回の協議を受けまして、労側は80円の引上げというご意見、使側は63円、目安どおりの引上げというご意見をいただいております。

皆様、お互いに歩み寄っていただきました。しかし、やはりまだ隔たりがございますので、労使それぞれのご意見を持ち帰っていただきまして、各側におかれましてさらにご検討いただけましたらと思います。よろしいでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

○段野部会長

ありがとうございます。

では、本日の審議は終わりたいと思います。

事務局から何かお伝えするようなことはありますでしょうか。

○事務局（賃金室長）

次回の専門部会の開催についてお伝えします。第4回本審で決定されましたとおり、次回の地賃専門部会につきましては、明日、8月29日金曜日の午前9時30分を開始予定としております。場所は、この会議室、徳島地方合同庁舎6階会議室となっておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

○段野部会長

委員の皆様、明日もよろしくお願いたします。

それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。皆様、ご審議誠にありがとうございました。